

# 「退職手当」の 今後の見通しと 管理と備え

## 公務員の退職手当は今後どうなる？

30年前と比較すれば、退職手当はかなり減少しました。その当時は「公務員は2度家を買う（在職中と退職時）」と言われていたそうです。確かに、現在70歳以上の元公務員で家を2度、3度購入された方は結構いらつやいます。そんな公務員の退職手当も民間との比較によって、昭和56年、昭和60年、平成15年に改正されその都度、支給率が低下していきました。

さらに、「公務員の退職手当は民間よりも高い」との調査結果【図表1】が示され、ついに平成25年1月から「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等」のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）が施行されたのです。結果、平均400万円程度の減額となります。地方公務員の退職手当は各自

【図表1】 退職給付の官民較差



(注) 1 勤続20年以上の事務・技術関係職種の新卒従業員（公務については行政職俸給表（一）適用者）で定年又は勤奨・会社都合で退職した者（大卒及び高卒）を対象  
 2 官民とも年金については、将来支給する年金の累積額（終身の場合は平均余命までの間の積上げ額）を退職時点に一時金として支給するとした場合の額に現価換算。換算率は、厚生労働大臣告示により定められている年金の最低積立基準額算出の予定利率2.38%（平成22年度）を使用  
 3 官民それぞれの使用者拠出による退職給付総額を比較。また、比較に当たって、退職給付制度を有する企業（全体の93.5%）における退職給付支給額を集計  
 出典：人事院「民間の企業年金及び退職金の調査結果並びに当該調査結果に係る本院の見解の概要」（平成24年3月）



岡崎 謙二

株式会社 FP コンサルティング  
代表取締役

【おかざき けんじ】関西大学卒業後、大手金融機関を経て平成12年に独立系FP会社を設立。公務員団体でのセミナーはこれまで100団体以上、FP相談は2,000件以上と実績豊富。身内が公務員であり、公務員こそファイナンシャルプランナーが必要と考え、日本で初めての公務員に特化したファイナンシャルプランナーとして、全国の官公庁、自衛隊、自治体、教職員団体、警察などに、セミナー講師やFP相談などできめ細かいサービスを提供している。各種セミナー講師、執筆など精力的に活躍中。著書に『給与削減・退職金削減に備えた公務員のためのお金の貯め方・守り方』（パプラボ、2013）がある。

【図表2】 退職手当の計算式と算出例

$$\text{退職手当} = \text{退職時の俸給月額} \times \text{支給率} + \text{退職手当の調整額}$$

定年退職による勤続年数別支給率（H26年7月1日～）

勤続年数	25年	28年	30年	33年	35年	38年	40年
支給率	34.58	39.2805	42.4125	47.1105	49.59	49.59	49.59

退職手当の調整額

区分	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
調整月額	54,100	60,000	45,850	41,700	33,350	25,000	20,650	16,700
行政職	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級

職員の区分に応じて定める額のうち、その額が多いものから5年分（60月分）の合計額

（退職手当の算出例）

勤続38年の一般行政職が定年により退職する場合、5級に5年在籍していた  
 退職時給付：420,000円 勤続年数：38年  
 退職手当調整額（区分第8号）：25,000円×60＝1,500,000円  
 420,000円×49.59＋1,500,000円＝22,327,800円

【図表3】

$$\text{退職手当の所得} = (\text{退職手当の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 2\text{分の}1$$

退職所得控除額の速算表

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	勤続年数×40万円（最低80万円）
20年超	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※勤続年数の1年未満の端数は1年に切り上げ

【図表4】 退職手当2,400万円、勤続年数38年の場合

退職所得控除額：800万円＋70万円×（38－20）＝2,060万円  
 課税所得：（2,400万円－2,060万円）×1/2＝170万円  
 所得税の計算式：170万円×5.105%＝8万6,785円  
 住民税の計算式：170万円×10%＝17万円  
 所得税・住民税の合計額：25万6,785円  
 退職手当の手取額：約2,374万円

退職手当の額と税金

公務員の退職手当には、民間の企業年金のように分割で支給されるものがなく、ほとんどの場合、退職手当の額が2,400万円程度に達する。これは、公務員の退職手当は、基本的に国家公務員に準じています。したがって、退職後の財源が大きく減る傾向にありますから、これまで以上にしっかりと老後設計を考える必要があるのです。

図表2に基本的な計算式があります。ここでは一般的な地方公務員の退職手当額の例を掲載していますが、学校卒業後定年まで勤務した場合、おおよそ2,200万円～2,400万円となります（退職時の俸給月額や定年・勲褒・自己都合によっても異なります）。

次に退職手当に課される税金について見てみましょう。大きな金額が支給されるため税金も高くなると思われている方が多いようですが、実は退職手当にかかる税金は非常に少ないのです。これは【図表3】のように、退職所得控除に加え、所得も1/2で算出されるためです。では、具体的に退職手当額が2,400万円、勤続年数38年との設定で、具体的に税

【図表5】退職手当手取額と税金（所得税・住民税）早見表

単位（万円）

退職金額		勤続年数	30年	34年	38年	40年
1,800万円	手取額		1,777.3	1,798.4	税金はかからない	
	税金		22.7	1.6		
2,000万円	手取額		1,959.4	1,983.3	1,993.9	
	税金		40.6	16.7	6.1	
2,300万円	手取額		2,222.0	2,257.5	2,281.9	2,292.4
	税金		78	42.5	18.1	7.6
2,500万円	手取額		2,391.5	2,434.1	2,465.4	2,477.3
	税金		108.5	65.9	34.6	22.7

- ※1 税金は所得税と住民税の合計額
- ※2 税金は千円未満切り上げのため実際の金額と若干の相違がある
- ※3 復興特別所得税（2.1%）加算後の金額

金額（所得税・住民税）を算出してみましよう【図表4】。  
給与で年間2400万円支給されると、所得税と住民税の合計は約800万円にもなりますが、退職手当の場合、約25万円で済みます。  
【図表5】に退職手当額と勤続年数における手取額と税金の早見表を載せていますので、ご参照ください。

このように現状、退職手当への課税は非常に緩やかですが、少子高齢化に伴う税負担・社会保険料負担の世代間格差や終身雇用から雇流動化といった社会構造変化等を理由に、税制改革議論によって課税率上昇の可能性があります。実際、平成24年度の税制改正では、平成25年1月1日以降に支給される勤続年数5年以内の特定役員退職手当等について、所得の1/2算出が廃止（つまり増税）されました。こういった社会情勢を念頭に、退職手当の手取額減少も想定しておきましょう。

もう一つ、税金で気を付けるべき点があります。私が以前相談を受けた警察官のAさんは、退職直後の4月に退職手当の管理で相談に来て、その1ヶ月後に電話をかけてこられました。内容は「退職手当支給時に住民税が天引きされたのに、最近になって市役所から約50万円の住民税請求が来たのですが…」というものでした。

結論から申しますと、分離課税として退職手当に課される住民税とは別に、前年の給与等の所得に課される住民税も発生します。それを知らなければ、Aさんのように高額な住民税請求が来て驚くことになりまますので注意しましょう。

### 退職手当の管理

退職手当は2000万円を超える金額。一度にこれだけの額を手にするわけですから「今後はどのように管理していけばいいので

すか？」何か運用したほうがいいですか？といった質問を多く受けます。

そこで私はまず、退職手当を含めた「資産一覧表」を作っていたただくことをアドバイスしています。在職中は資産形成期ですし、仕事などで忙しかったこともあり、資産全体を把握する機会がなかったかもしれません。しかし、退職後は形成したものを把握し、上手く活用していくことが必要だからです。資産一覧表の例を【図表6】に示します。

一覧表が完成したら、次はこれら資産の目的を決めましょう。目的は、大きく次の3つに分けられます。

①生活資金として使うお金

②急な出費に備えるお金

③子供や自分のために残しておくお金

まず、①生活資金として使うお金ですが、これは公的年金や私的年金だけでは足りない場合に補充用として活用するものです。例えば、生活費が夫婦で35万円/月、年金等の収入が夫婦で30万円/月とすると、毎月5万円が不足します。夫婦の平均寿命が85歳と考えると、65歳で退職後に生活資金の不足額は約1200万円の算出となります。  
②急な出費に備えるお金は、入院などの療養費や介護費用、万が一の葬儀代等が挙げられます。病気や手術は予期しない出費となるケースが多いですし、入院も長引くと費用は増大しますので、備えておくことが必要です。

【図表6】資産一覧表例

	金融機関名	支店など	内容	金額
預貯金	〇〇銀行	大阪支店	普通預金	1,252,000
	□□銀行	本店	普通預金	1,600,000
			定期預金	7,000,000
	××信託銀行	難波支店	定期預金	5,000,000
	ゆうちょ銀行	〇〇支店	通常貯金	2,300,000
投資信託	△△証券	梅田支店	〇〇投信	8,900,000
生命保険	〇〇生命		終身保険（解約金）	2,520,000
不動産	自宅		土地建物	18,000,000
合計				46,572,000

※投資信託など価格が変動するものは時価を記載します。  
 ※保険は解約返戻金を記載します。  
 ※自宅は時価（売却した時の金額）もしくは固定資産税評価額を記載します。

**退職手当の運用**

③子供や自分のために残しておくお金は、子供や孫への出費、独身の方でしたら有料老人ホームの入居一時金も該当します。このように目的別でお金を3つに分けて準備するのです。それぞれにある程度の目処が立ち、さらに余裕ができれば資産運用を検討してもいいでしょう。

数年前から「資産運用」という言葉をあちらこちらで目にします。これは「貯蓄か

ら投資」を推し進める国の政策なのです。では、「貯蓄から投資への時代」になった経緯をお話します。

第二次大戦後、戦争で負けた日本にはお金がありませんでした。ですから、政府は国民にこのように投げかけたのです。「国民の皆さん、高い利息を付けますから貯金してください」と（特に郵便局。昔は銀行よりも利息が高かった時代があったのです）。そして、真面目な気質の日本人はコツコツと貯蓄に励んでいったわけです。

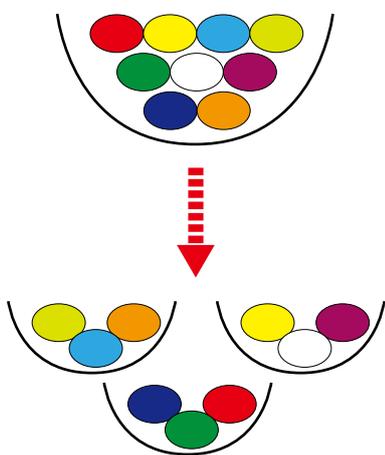
今や家計の金融資産残高は約1600兆円に達し、そのうち約850兆円が現預金とされています。20年前は貯金利率が約5%あり、100万円預けると手取り利息として4万円も受け取れたのです。不労所得が4万円あったら、皆さんはどうしますか？ 美味しいものを食べに行こうとか、温泉や海外旅行へ行こう、そんな気分になりますよね。当時はそれで経済が回っていたのです。しかし今は100万円預けても手取り1600円です…。これでは経済も回りません。

そこで、今度は政府がこのように投げかけたのです。「国民の皆さん、もう貯金はいいです。850兆円を貯金してもほとんど利息が付きませんから、投資してください。1%でもいいから配当などの所得を得てください」と。結果、これまで元本割れしない商品ばかりだった銀行や郵便局までもが、急に投資信託等を扱い始めました。これは

国の政策によるものなのです。そして今、高い販売ノルマのせいか、高齢者に高リスク商品を販売するなど、トラブルも急増しているようです。

とにかく投資はしっかり勉強してから取り組むことが重要です。もちろん、金融リテラシー（金融に必要な知識や情報を取得し、主体的に判断できる能力）が高いのであれば、「貯蓄から投資へ」という国策に乗るのも、選択肢としていいと思います。しかし、退職手当は老後のための大切な資金です。確実な管理と運用を心掛けましょう。

資産運用を行う上で非常に重要な点は「資産分散（ポートフォリオ）」です。金融先進国であるイギリスの古いことわざに「1つの籠に全部の卵を盛るな」があります。1つに全部を盛っていると、その籠を落とせば全ての卵が割れてしまうからです。しかし3つの籠に分けて入れていけば、1つの籠を落としても他の籠にある卵は割れずに残ります。これが「分散」です。



例えば、預金をする場合、気を付けたい

のが「ペイオフ」です。ペイオフとは昭和46年に発足し、当該金融機関が破産により処理される場合には「1金融機関につき1預金者あたり元本1000万円までとその利息を保護対象とする」と定めた制度です。実際、平成22年に日本振興銀行が破綻し、初めてペイオフが発動されました。1000万円とその利息は保護されましたが、それ以上の額はカットされたのです…。預金だからといって安心はできません。やはり分散することが重要です。

株式投資も同様です。1つの銘柄に集中投資すると、その会社が破綻した場合「株は紙くず」になります。

実際にあった話ですが、県庁職員だったCさんは退職手当の一部で株式投資していました。しかし、その投資先の1社が破綻してしまつたのです。もしCさんが全ての退職手当を株式投資に回し、さらにこの1社のみ集中投資していたならば、老後生活は危うかつたところですよ。今を元気に暮らせているのも、普通預金・定期預金・外貨預金等へのカテゴリー分散を行つたこと、さらには、株式も複数銘柄に分散していたためです。資産運用の基本は「分散」です。ぜひ、心に留めておきましょう。

### 公務員の退職手当が狙われている

2000万円を超える公務員の退職手当。当然、様々な機関からアプローチを受けます。銀行・証券・保険会社等の金融機関をはじめ

め、住宅会社・旅行会社・リゾート会員、果ては悪徳業者まで。はじめは、やはり銀行からです。なぜなら普通預金の残高が管理されており、大きな金額が振込まれたことがわかるためです。すぐに営業担当者が来たり、金融商品の案内が届いたりするのです。特に数年前からはノルマが課されているためか、巧みな手法で投資信託を勧めてきたり、最近では保険商品の提案も多いようです。

よく見られるのが退職金専用の定期預金で、例えば3ヶ月で年利率3%という類のもので、退職手当の源泉徴収票を提示すれば、3ヶ月間は3%の利息を付けてくれるのです。ちなみに、1000万円を3ヶ月預けると7万5000円(税込)です。

他にも、資金の50%で投資信託をセット購入すれば、3ヶ月で年利率5%の利息が付く定期預金商品もあります。この低金利時代にこれだけの利息を付けるのですから、ちゃんと狙いがあるわけです。まずは「資金を囲い込む」。自行に預けてもらえば、以後も効率的なアプローチを行うことが可能になるからです。次に「成功体験の提供」。3ヶ月間、「お金が新たなお金を生み出す」そんな経験を積むと、以後も引き続きこういった状況を続けたいと思うのが人間心理です。すると、当初は選択肢にすら挙がらなかった投資信託も…そんな思考変化が起こってくるのです。通常定期預金並みの0.03%に戻る4ヶ月目以降、そんなタイミングを見計らつてアプローチがあり、中にはかなりリスクの

高い信託商品を購入して、購入後に後悔して相談に来られる方もいらっしゃいます。

もちろん、決して投資信託は悪いものではありません。問題なのは、理解せずに言われるがままに購入してしまう点です。当たり前ですが、「リターン」あるところには必ず「リスク」が存在するのです。

よく電話やDM等で「元本確実！ 利回り10%の商品」といったキャッチコピーを見掛けますが、基本的にこのような商品はありません。多くが金融詐欺です。私の周りにも数十万円単位で金融詐欺に遭つた公務員の方がいらっしゃいます。一昔前では「原野商法」最近だと「エビの養殖」「和牛商法」「架空債券」等です。他人事と思われるかもしれませんが、この低金利時代、「少しでもリターンを得たい」そんな思いに付け入りやすい土壌になっているのは間違いありません。今も虎視眈々と狙われていますから、気を付けましょう。

冒頭でお伝えしたとおり、公務員の退職手当はますます厳しくなっています。とは言つても、40代であれば退職まで20年程ありますから、過度に退職手当に頼らないライフプランを構築することが可能です。今のうちから自分自身で老後資金の形成を始めれば、きつと安心してゆたかな生活が送れることでしょう。

今回は高齢化社会が進む中、ニーズの高まりを見せる介護保険についてです。ぜひご覧ください。